事 務 連 絡 令和2年4月27日

各務原市内の介護保険サービス事業所 及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の 臨時的な取扱いについて(第 10 報)

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付厚生労働省事務連絡)等で示されておりますが、この度、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的取扱いについて(第10報)が厚生労働省より示されましたので、内容をご確認のうえ、事業所等における感染症対策にお役立ていただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書

• 介護保険最新情報 Vol.823 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的の取扱いについて (第 10 報)

2 参考

•【厚生労働省】「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000045312/matome.html

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係
	(担当 大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)